



宜野湾市で事業を行っている(会社・個人事業主)のみなさまへ

償却資産申告のお知らせ



市内で事業を営んでいる個人や法人の所有する**償却資産**は、固定資産税の対象となりますので、平成24年1月1日現在に所有している資産状況を申告してください。

申告期間: 1月4日(金) ~ 1月31日(木) 申告場所: 市役所2階 税務課窓口

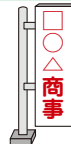
●「申告用紙」や「申告の手引き」については、12月初旬に送付しておりますが、宜野湾市ホームページからのダウンロードおよび郵送も可能です。 **(償却資産担当)**

ダウンロードはホームページトップから、

[償却資産申告](#)

[検索](#)

資産の種類		主な償却資産の例示
1 構築物	構築物	舗装路面(マンション等の駐車場舗装も含む)、庭園、人工芝、門・塀・緑化施設等の外構工事、看板(広告塔等)、ゴルフ練習場ネット設備、煙突、その他土地に定着する土木設備等
	建物附属設備	受変電設備、予備電源設備、その他建築設備、テナント(賃借人)が施工した内装・内部造作等
2 機械及び装置		旋盤・ボール盤等の工作機械、コンプレッサー等の産業機械、コンベア等の運搬装置、印刷機械、食料品機械、冷凍庫、モーター、ポンプ、クリーニング設備、各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建設機械、機械式駐車設備(ターンテーブルを含む)等
3 船舶		ボート、釣船、漁船、遊覧船、モーターボート等
4 航空機		飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5 車両及び運搬具		フォークリフト、パワーショベル、ブルドーザーなどの大型特殊自動車(車両番号が0又は9で始まるもの)、構内運搬車、貨車、客車等(自動車税・軽自動車税が課税されているものは除く。フォークリフトでも小型特殊自動車に該当するものは申告の対象となりませんので、ご注意ください)
6 工具・器具及び備品		パソコン、陳列ケース、広告看板(ネオンサイン)、事務用機器、医療機器、測定・検査工具、金型、理容及び美容機器、娯楽機器、電気機器、ガス機器、衝立、ルームエアコン、応接セット、家具(事務机)、レジスター、自動販売機等



注意

- ※ 廃業、解散、市外移転、該当資産がない場合も、必ず提出してください。提出されない場合、未申告者として扱われることもありますので、ご注意ください。
- ※ 期限近くになりますと窓口が大変混雑します。お早めにご提出くださいますようお願いいたします。

問合せ: 税務課(償却資産担当) ☎893-4411(内線232・244)

市税

12月25日(火)は
固定資産税第3期
の納期限です!

宜野湾市では沖縄県と共同で、
市税滞納整理を行います。

- ① 県税事務所より2名の徴収専門職員を市に配置。
- ② 催告文書、電話、自宅や勤務先への訪問による納税の催告。
- ③ 官公署や金融機関へ滞納者の財産調査。
- ④ 給与差押のため勤務先への給与照会。
- ⑤ 預貯金、不動産及び自動車等の差押や公売等の滞納処分などを行います。

都合により納付できない場合は、随時納税相談を受け付けておりますのでご連絡ください。

問合せ・納付に関するご相談は 納税課 ☎893-4411(内線246~251)